

## 上越市役務の提供を受ける委託契約に係る低入札価格調査制度試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、役務の提供を受ける委託契約の入札における低入札価格調査制度の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査制度 地方自治法施行令第167条の10第1項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）の当該申込みに係る価格（以下「入札価格」という。）によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とすることができる」場合において、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるかどうかについて調査する制度をいう。
- (2) 担当課等 当該業務を所管する上越市財務規則第2条5号に定める課及び同規則8号に定めるグループをいう。

### (対象業務)

第3条 当該制度の試行の対象とする業務は、役務の提供を受ける委託契約で、契約検査課長が指定するものとする。

### (調査基準価格の設定)

第4条 調査基準価格は、予定価格の100分の85を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

### (落札者決定の保留)

第5条 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいるときは、入札執行者は落札者の決定を保留し、落札者は後日決定する旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定により落札者の決定を保留した場合は、入札執行者は、調査基準価格に満たない価格で入札した者から入札価格に係る積算内訳書を提出させるものとする。

### (調査)

第6条 前条第2項により提出された積算内訳書の調査は、契約検査課長が行うものとし、必要に応じて担当課等の長の意見を聞くものとする。

- 2 契約検査課長は、前項の調査に関して入札参加者から事情聴取することができる。

(落札者の決定)

第7条 契約検査課長は、調査の結果、次のいずれにも該当し、契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者を落札者と決定する。

- (1) 当該業務に従事する従業員に支払われる賃金が、新潟労働局が規定する新潟県最低賃金を下回らないこと。
- (2) 従業員の配置が適切であること。
- (3) 当該業務の実施に必要な機材や備品、消耗品等が確保されること。
- (4) その他当該業務を実施する上で不適切な事項が認められないこと。

2 契約検査課長は、調査の結果、前項各号のいずれかに該当せず、契約の内容に適合した履行がなされないと認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とする。なお、次順位者が調査基準価格に満たない価格をもって入札した者である場合には、第6条以降と同じ手続きによる。

(落札者等への通知)

第8条 前条第1項により落札者を決定したときは、契約検査課長が落札者に通知する。

2 前条第2項により最低価格入札者を落札者としなかった場合には、その理由を通知するものとする。

(随意契約における準用)

第9条 この定めは、随意契約により契約を締結する場合においてもまた同様とする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。